

久米南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

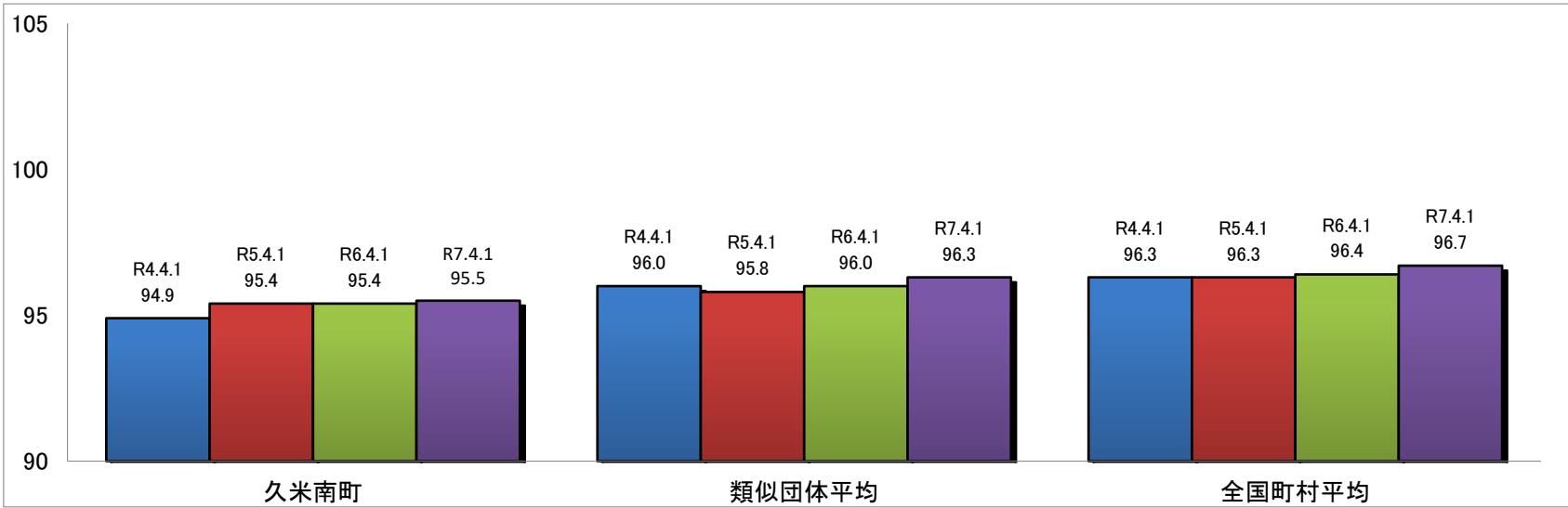
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 4,244	千円 4,223,695	千円 234,748	千円 841,065	% 19.9	% 15.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 76	千円 273,421	千円 35,020	千円 112,703	千円 421,144	千円 5,541	千円 5,514

- (注) 1 職員手当には退職手当・児童手当を含まない。
2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため、該当なし

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し 実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し
※該当なし

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
久米南町	45.5 歳	345,300 円	441,600 円	— 円
岡山県	43.0 歳	339,871 円	426,501 円	371,562 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	— 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
久米南町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち給食調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
岡山県	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	飲食物調理従事者	45 歳	257,600 円	—
国	51.3 歳	1,703	294,567 円	— 円	337,907 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49.3 歳	1 人	293,189 円	324,478 円	310,165 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
久米南町	— 円	— 円	—
うち給食調理員	— 円	3,333,700 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年～5年の3カ年平均)
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	久米南町	岡山県	国
一般行政職	大 学 卒 220,000 円	232,100 円	220,000 円
	高 校 卒 188,000 円	200,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒 185,700 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

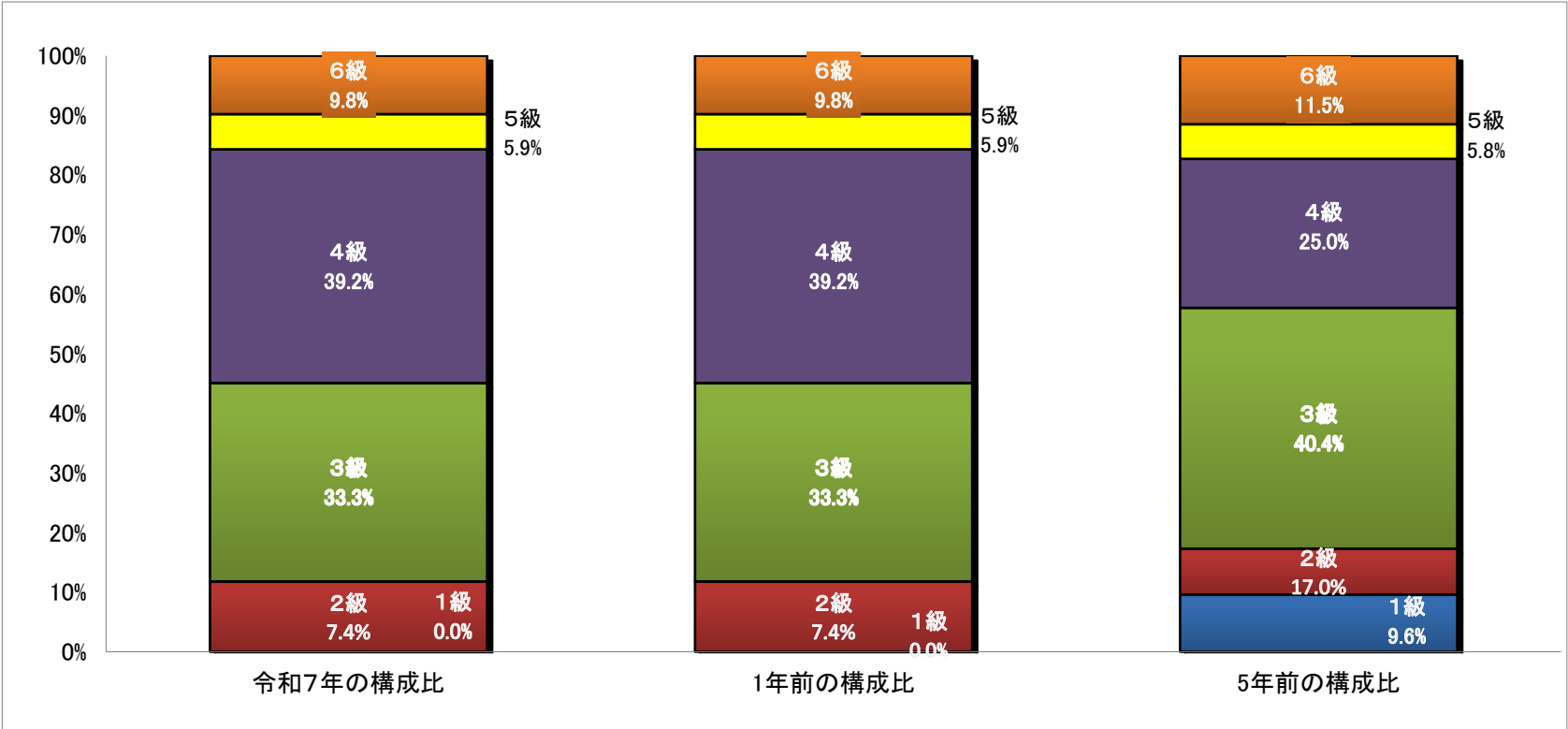
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒 265,500 円	345,200 円	346,800 円	392,700 円
	高 校 卒 **** 円	**** 円	**** 円	367,900 円
技能労務職	高 校 卒 **** 円	**** 円	**** 円	**** 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

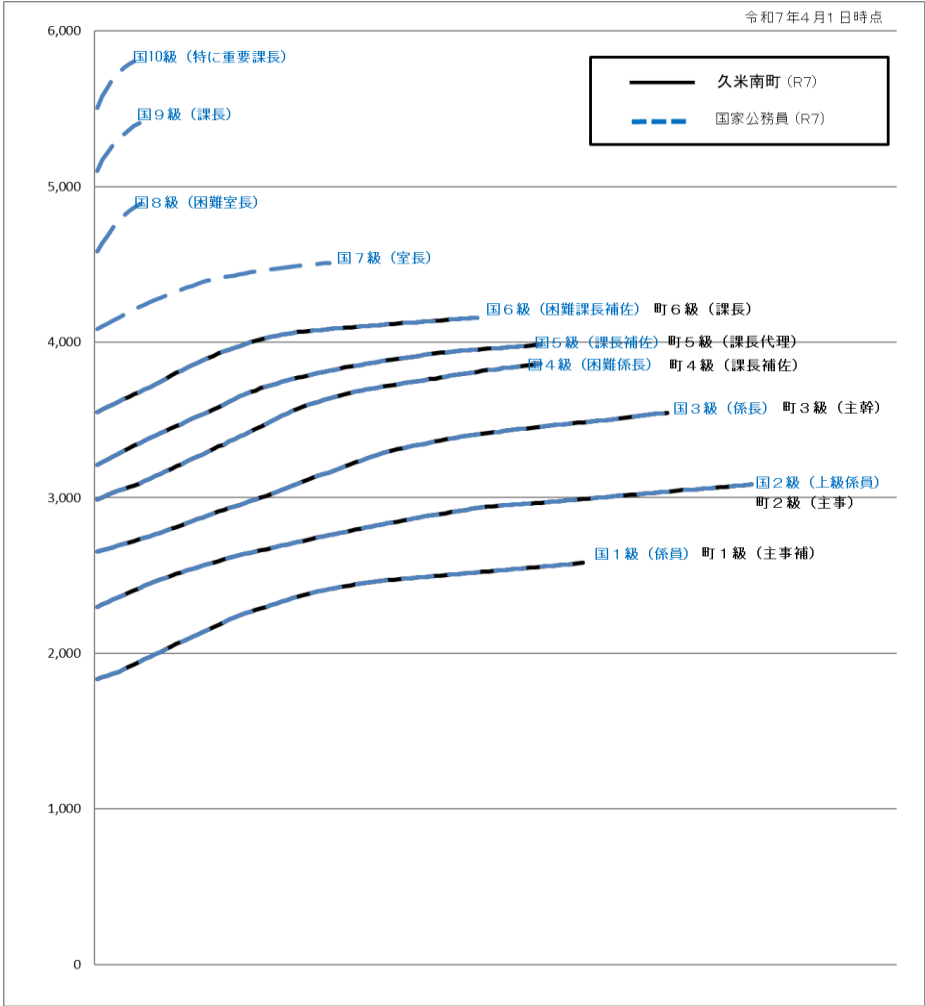
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	会計管理者、課長又は議会事務局長の職務	人 6	% 10.0	355,200 円	415,700 円
5 級	課長代理の職務	人 5	% 6.0	321,300 円	398,200 円
4 級	課長補佐、上席主幹の職務	人 19	% 44.0	298,800 円	386,100 円
3 級	主幹又は主任の職務	人 12	% 28.0	265,300 円	354,700 円
2 級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	人 6	% 12.0	230,000 円	308,500 円
1 級	主事補、技師補の職務 主事、技師の職務	人 1	% 0.0	183,500 円	258,100 円

(注) 1 久米南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(久米南町)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ適用(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久米南町		岡山県		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)		—	
1,687 千円		1,756 千円		— 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～15%	・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
		・管理職加算	15～25%	・管理職加算	10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の活用状況(一般行政職)(久米南町)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の区分のみ適用(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

久米南町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)	
(退職時特別昇給	)				
	自己都合	応募認定・定年			
1人当たり平均支給額	17,835 千円	22,128 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
7級地	4 %	1 人	4 %

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度)			77 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			38,700 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			2.4 %	
手当の種類(手当数)			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度実績)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業従事職員手当	作業従事職員	感染症防疫作業に従事した場合	0 千円	日額230円・130円
		防疫等作業手当の特例運用	0 千円	日額3,000円
対外運動競技等・ 部活動従事職員手当	部活動引率	対外運動競技	0 千円	日額5,100円
		部活動(2時間以上～3時間未満)	0 千円	日額1,800円
		部活動(3時間以上～4時間未満)	5 千円	日額2,700円
		部活動(4時間以上)	72 千円	日額3,600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	5,054 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	82 千円
支給実績(令和5年度決算)	4,564 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	76 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000 円 子 11,500 円 父母等 6,500 円 満16歳から22歳までの子の加算 5,000 円	同		9,436 千円	285,964 円
住居手当	借家・借間の場合 ①月額27,000円以下 月額から16,000円控除した額 ②月額27,000円を超える 月額から27,000円控除した額 1/2に11,000円を加算(限度額28,000円)	同		3,170 千円	396,256 円
通勤手当	①交通用具使用者 2～ 5km 2,000 円 5～10km 4,200 円 10～15km 7,300 円 15～20km 10,300 円 20～25km 13,500 円 25～30km 16,600 円 30～35km 19,700 円 35～40km 22,800 円 40～45km 25,900 円 45～50km 29,100 円 50～55km 32,300 円 55～60km 35,500 円 60km以上 38,700 円 ②交通機関利用者 運賃等相当額(限度額150, 000円)	同		7,691 千円	130,355 円
管理職手当	①課長・会計管理者・局長・園長(6級) 29,800 円 ②課(室)長代理・園長(5級) 24,200 円 ③園長(4級) 23,400 円	同		5,853 千円	266,070 円
管理職員特別勤務手当	【臨時又は緊急の必要その他公務の運営(週休日・休日等)】 ①課長・会計管理者・局長・園長(6級) 12,000 円 ②課長代理・園長(5級) 11,000 円 ③園長(4級) 10,000 円 【災害への対処その他臨時又は緊急の必要(週休日等以外深夜)】 ①課長・会計管理者・局長・園長(6級) 6,000 円 ②課長代理・園長(5級) 5,500 円 ③園長(4級) 5,000 円	同		248 千円	11,272 円
休日勤務手当		同		331 千円	20,688 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長			(参考)類似団体における最高／最低額
		673,000 円		846,800 円 ／ 528,000 円
	副 市 町 村 長	(円)		
		579,000 円		677,700 円 ／ 481,000 円
報 酬	議 長	280,000 円		400,000 円 ／ 203,000 円
	副 議 長	(円)		
	議 員	240,000 円		314,000 円 ／ 130,000 円
		(円)		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	220,000 円		290,000 円 ／ 109,000 円
		(円)		
	(令和6年度支給割合)		3.55 月分	
	(令和6年度支給割合)		3.10 月分	
退 職 手 当	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	市 区 町 村 長		給料月額 × 在職年数 × 500/100	任期满了時
	副 市 町 村 長		給料月額 × 在職年数 × 300/100	任期满了時
備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

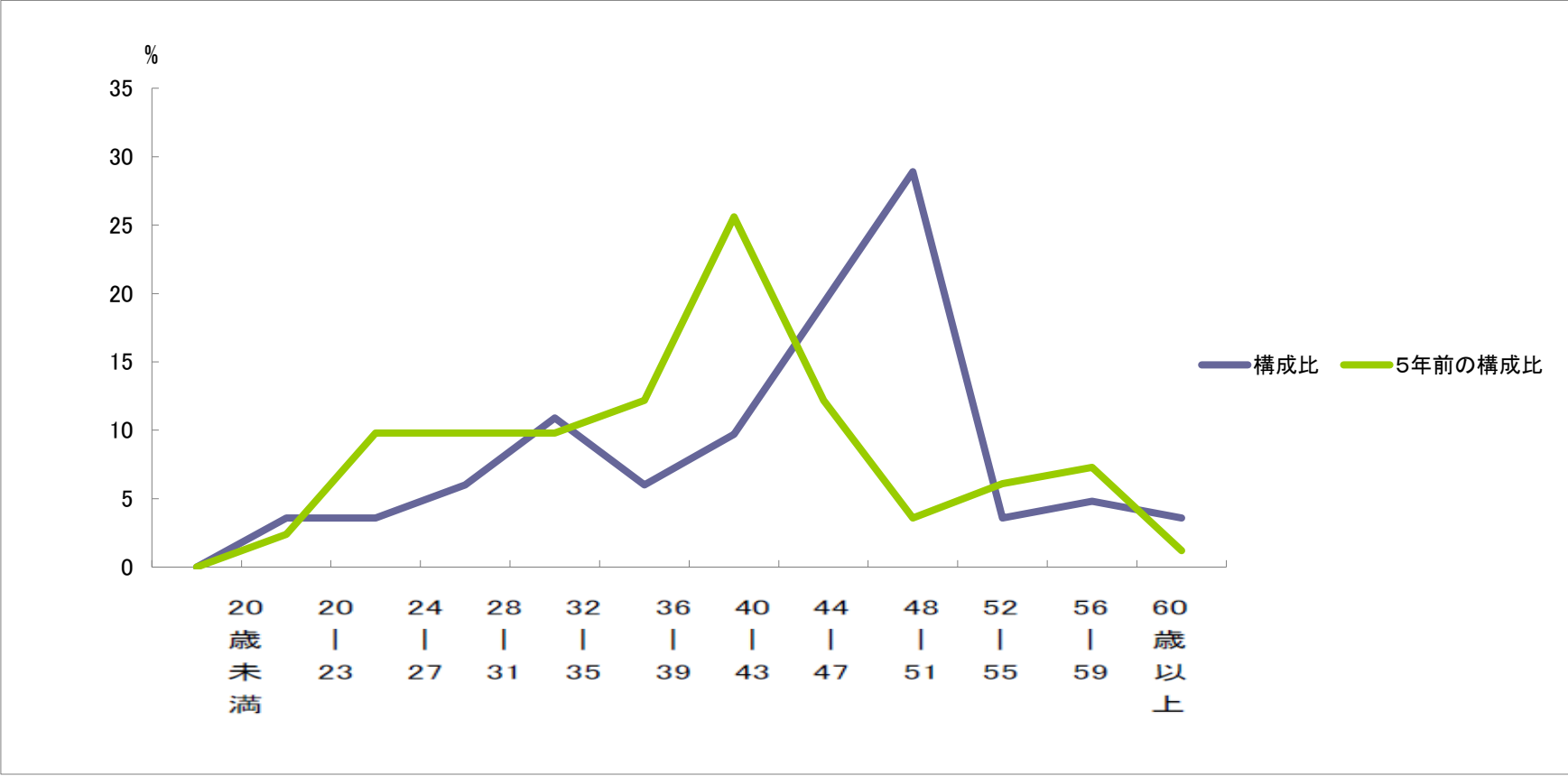
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	配置換え 配置換え 配置換え 採用
		総 務	20	20	0	
		税 務	4	3	-1	
		農林水産	9	8	-1	
		土 木	5	6	1	
		民 生	21	23	2	
		衛 生	5	5	0	
		計	65	66	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 15.38 人
	教育部門		11	12	1	配置換え
	消防部門					
	小 計		76	78	2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 18.17 人
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		1	1	0	配置換え
	下 水		1	1	0	
	そ の 他		5	4	-1	
	小 計		7	6	-1	
合 計			83	84	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 19.57 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	3人	5人	9人	5人	8人	16人	24人	3人	4人	3人	83人

(3) 職員数の推移 (単位:人・%)

部 門 \ 年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数 (率)	
一般行政	64	67	64	64	64	65	△ 1	-1.5%
教 育	6	8	9	9	11	11	0	0.0%
消 防	—	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	70	75	73	73	75	76	△ 1	-1.3%
公営企業等会計計	8	8	8	8	8	7	1	14.3%
総合計	78	83	81	81	83	83	0	0.0%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。